# 第４章　関係地域

# 第４章　関係地域

## 4.1　環境に影響を及ぼす地域の基準

環境に影響を及ぼす地域は、「さいたま市環境影響評価条例施行規則」第 4 条別表第 2 に基づく「大規模建築物の建設に係る事業が環境に影響を及ぼす地域」における「対象事業が実施される区域の周囲 1.5km 以内の地域」を基準として設定する。

## 4.2　環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図 4.2-1 に示すとおりである。環境に影響を及ぼす地域は、さいたま市及び上尾市の一部である。

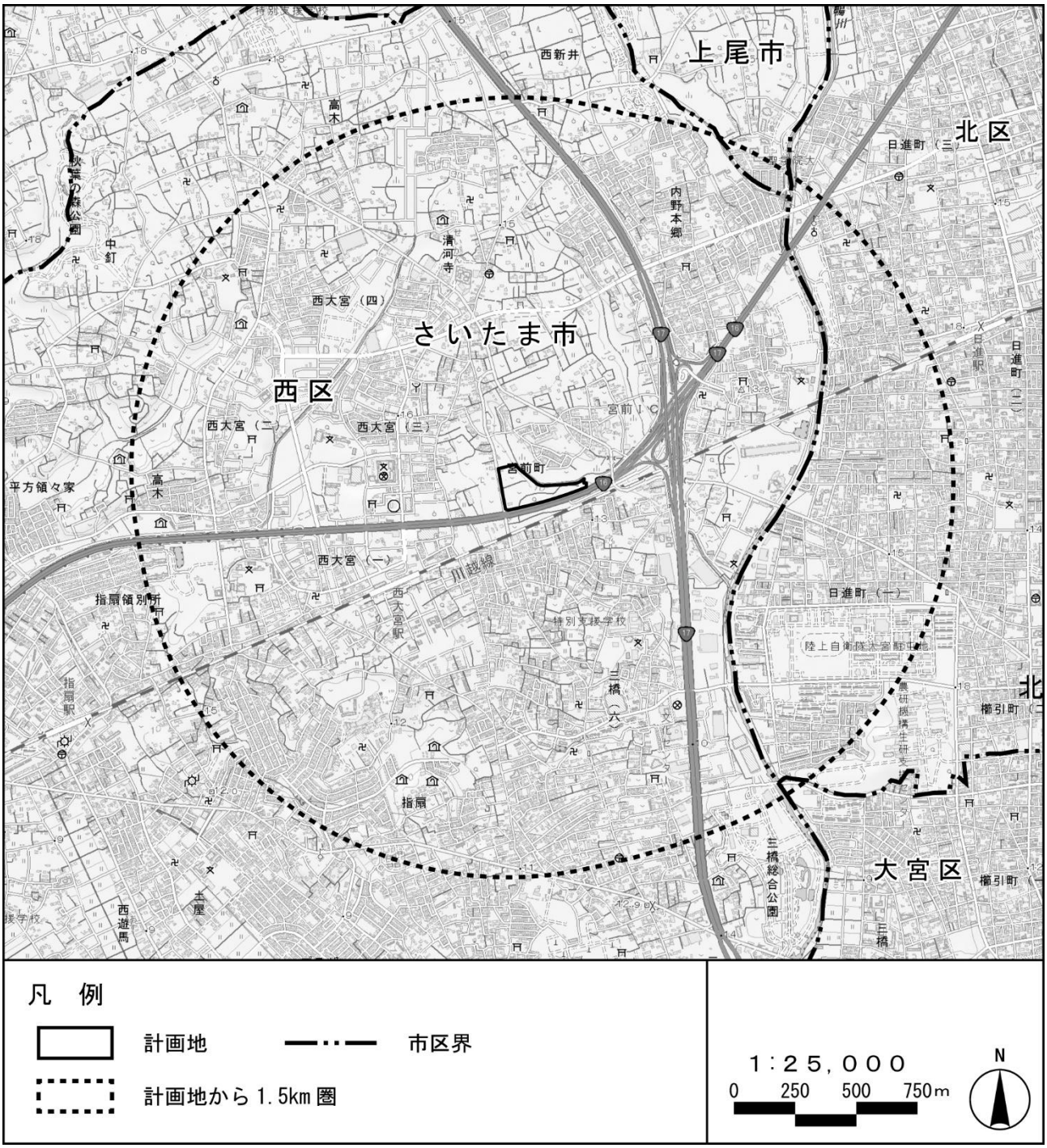



図 4.2-1　環境に影響を及ぼす地域